発行

頭の挨拶といたします

新

るのだと思います。 者の信頼感につながり、

その結果として消費者の皆様の安心が得られ

東京都 食品安全情報サイト 食品衛生の窓 www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin

社団法人東京都食品衛生協会

東京都渋谷区神宮前 2-6-1 ☎ 03-3404-0121 〒150-0001

される予定でもあり、

ります。

製品に係る条例改正など、様々な制度に変化のあった年でした。

今年は、食品表示の一元化による新たな食品表示制度が国会で審議

様々な取組が具現化する年でもあると期待して

東食協ホームペ www.toshoku.or.jp

指導員だより

第 229 号

印刷物規格表 第 1 類印刷番号 (23) 97

食の安全と安心が実感できる。

年に

Ш



田﨑 達明

健康安全部食品監視課 東京都福祉保健局

厚くお礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。 皆様には日頃から、東京都の食品衛生行政の推進に御協力をいただき、 |が禁止されるなどの新たな規制や、「身欠きふぐ」などのふぐ加工 昨年は食品衛生法に基づいて、牛の肝臓を生食用として提供するこ 食品衛生自治指導員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

握し、その期待に対する適切な取組が答えとして求められています。 はもちろんのこと、消費者や社会が業界に望んでいることを的確に把 保の様々な取組への理解が不可欠です。 コンプライアンス(法令順守) に食の安全を実感していただくためには、行政や事業者による安全確 何より求められているのは「安全」であると考えます。消費者の皆様 営む上での基本であり、その安全・安心の確保は重要な課題です。まず、 そうした取組を目に見える形にしてアピールしていくことが、消費 さて、日々の食事は、生命を維持する上で、更には健康的な生活を

楽しめる一年となりますよう、全力を尽くしてまいります。 く関係者との連携を深め、都民が心から安心して豊かで健康な生活を 確保のための施策について、 者の皆様への都民の信頼が高まるものと確信しております。 い自主管理の指導活動と努力が食品の安全を確保し、ひいては各事業 食品安全推進計画」に基づき様々な事業を推進するとともに、安全 特に、食品衛生自治指導員活動にあっては、皆様の日々の絶え間な 食品の安全に関する都民の関心が高まっている今日、都においても、 食品衛生自治指導員の皆様をはじめ、 広

衛生の一層の向上のために、 食品衛生自治指導員の皆様方におかれましても、 何とぞ御協力を賜りますようお願いいた 地域における食品

皆様のますますの御健勝と御発展を祈念いたしまして、

おります。

られることから、米トレーサビリティ法について、次のとおり御紹介させて いただきますので、引き続き対応方よろしくお願いいたします

《米トレーサビリティ法の目的と概

①米トレーサビリティ法の目的

る事項の実現を目的としています。 穀事業者」という。)に対して、 ることにより米穀等に関し、次に掲げ 報の記録②産地情報の伝達を義務付け 穀等の譲り受け、譲り渡し等に係る情 品目である米・米加工品(以下「米穀 通を防止すること。 等」という。)を扱う事業者(以下「米 食品としての安全性を欠くものの流 米トレーサビリティ法ではその対象

とともに、農業やその関連産業の健全 ・表示の適正化を図ること 康の保護、 の措置の実施の基礎とすること。 な発展を図ること。 産地情報の提供を促進し、国民の健 適正かつ円滑な流通を確保するため 消費者の利益の増進を図る

②米トレーサビリティ法の概要

-サビリティ制度がスタ-

産地情報については、 店員におたずね ください。

店内に産地を 知ることができる方法を掲示

⑦取引記録の作成・保存 の作成・保存」と「産地情報の の二つの柱から構成されています。 米トレーサビリティ法は「取引記録 伝達

店内に産地情報

取引記録の作成

は米穀

内容に係る記録を作成・保存すること 業者が米穀等を取引した場合等にその を義務付けています



業者間の取引等の記録の作成・保存が 義務付けられています。(平成22年10月1日~)

(4)流通監視

米トレーサビリティ法の円滑な実施

で、お気軽に御連絡いただきますよう (電話番号03・3214・7314) ま また、当センターに「米穀流通監視

農林水産省関東農政局東京地域センターからのお知 からせ=

て「取引等の記録の作成・保存」が義務付けられてから二年三ヶ月が経過し 伝達に関する法律)が平成二十二年十月一日に施行され、米穀事業者に対し 米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の

事業者の店舗を巡回しております。 法に関する知識の普及啓発や、法の遵守状況等について確認するため、 この間、農林水産省関東農政局東京地域センターでは、米トレーサビリティ 対象

の大半が外食事業者における米飯類の産地情報の未伝達又は誤伝達となって から平成二十四年九月までの指導件数は、全国で三十七件となっており、 に係る国による指導の件数等について」により公表され、平成二十三年十月 ス「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律違反 それらの結果は、平成二十四年十一月二十九日、農林水産省のプレスリリ そ

主な要因としては、米トレーサビリティ法に関する認識不足であると考え

通が明らかになったときに、その商品 の流通経路を追跡・遡及できるように なります これにより、問題のある米穀等の流

発生箇所の速やかな特定、③安全な他 が可能となります。 の流通ルートを確保 速やかな特定と迅速な回収、②問題の 具体的には、①問題のあった商品の 安定的な供給

規格書等(書面、電子媒体のいずれで

帳簿等を作成しなくても実際の取引に

「取引記録の作成・保存」は新たに

おいて交わされている伝票、納品書、

⑦ 取引等の記録の作成・保存

①産地情報の伝達 産地情報の伝達」

は米穀をはじめ、

所等)が記載されていれば、それを保

数量、年月日、取引先名、搬出入の場 も可。)に必要な事項(品名、産地、

存しておくことで、記録義務を果たし

都道府県名等)を伝達 とを義務付けています 穀及び米穀等の原料米の産地(国名、 に米穀が用いられている場合、その米 もち、だんご等の米加 式蒸留しょうちゅう等の酒類で原材料 (表示) するこ

配慮されたものとなっております。

担とならないよう実行可能性の確保に たことになり、米穀事業者の過度の負

⑦ 産地情報の伝達

(ア) 事業者間の伝達

「産地情報の伝達」は米穀事業者間

信頼の確保につながります。 とができ、米穀等の安全性についての に商品の原材料に関する情報を得るこ このことで、 消費者はこれまで以上

> でも可。) に記載したり、 直接、商品 が、産地名を伝票等(納品書、規格書 の取引においても義務が課されます

の包装・容器に記載することが必要で

http://www.maff.go.jp/j/syouan. 農林水産省ホームページ 米トレーサビリティ法の概要

(イ) 一般消費者への伝達

消費者への産地情報の伝達手段は産

ke1kaku/kome_toresa

index.html

店内の見やすい場所に掲示するなど多 地名を包装・容器に記載したり、店頭・ 様な方法が定められています。

基づき「取引記録の作成・保存」や「産 置しており、米トレーサビリティ法に を図るため、関東農政局東京地域セン 行っております。 地情報の伝達」の遵守状況等の確認を ターにおいては、流通監視チームを設

相談窓口」の受付電話を設置し、消費 応していますので、御質問等がござい 者・関係者からのお問い合わせ、不適 ター消費安全グループ流通監視チーム ましたら、関東農政局東京地域セン 切な米の流通に関する情報提供等に対

(3)米穀事業者における取組内容

な方法で米穀等の取引が行われており にわたり、これらの事業者間では様々 業者、小売業者、外食事業者等の広範 卸売業者、食品製造業者、 食品卸売 米穀事業者は、農業者、集荷業者、米 米トレーサビリティ法の対象となる

4

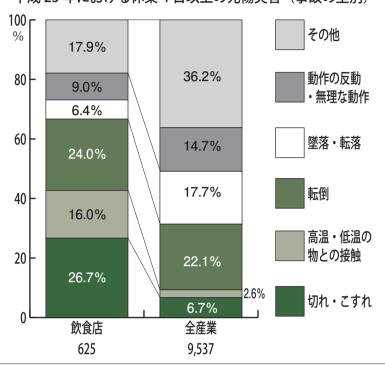
(整理·整頓·清掃·清潔)

東京労働局管内の休業 4 日以上の死傷災害発生状況

	平成 24 年	前年同期	増減
飲食店	566	455	+24.4%
建設業	1,174	1,168	+0.5%
小売業	982	903	+8.7%
全産業	7,881	7,469	+5.5%

※11月末現在の速報値

平成 23 年における休業 4 日以上の死傷災害(事故の型別)



飲食店での労働災害が 急増しています

創傷・火傷・転倒など 前年比 24.4%増に

> 中でも、「飲食店」については、 前年比二四・四%増と、建設業を 前年比二四・四%増と、建設業を がいた。 が変素の災害多発 のいては、 はじめ、他の三次産業の災害多発 のいては、 中でも、「飲食店」については、比較して増加傾向にあります。 いけません労働災害は軽視しては

での転倒」なども多く、に高いほか、「水や油で での転倒」なども多く、全体の約に高いほか、「水や油で濡れた床油による火傷」などの割合が非常 三分の二を占めています。 機械などによる創傷」 全産業と比較して、 飲食店」で発生している災害 や 「 顔 田加

> あり、ひとたび災害が発生すると 長期間職場を離れなければならな 合もあります。 場合や、後遺症が残るような場 と表裏一体の問題です労働災害防止は食品衛

三年目となる昨年(平成二十四年)

害は、二年連続で増

加しており、

東京労働局管内における労働災

大幅に増加しています飲食店での労働災害が

がってしまいます。や食品への爪や血肉の混入につな 労働者の負傷のみならず、感染症 すし、食品機械による創傷などは、 な「4S(整理、整頓、清掃、清潔) また、「飲食店」 お客様の安全の面からも重要で 転倒災害を防止するために必要 の事業場では

もとより、は、個々の 知などが効果的です。事業場での災害事例や好事例の周 皆様による事業場指導を通じ、 にも直結する問題です。 しており、これらはお客様の安全 は、個々の事業場における取組はこれらの災害を防止するために 一酸化炭素中毒」 による爆発」などの災害も発生 事業場指導を通じ、他食品衛生自治指導員の や「ガスボン

について意見交換が行われまし 後、巡回活動記録簿の変更(案)

月以上の休業を伴う重篤なもので

これらの災害の半数近くは一カ

換が行われ、今後も委員会として業の運営等について提言や意見交 よう検討を重ねていくことを確認 自治指導員活動の活性化が図れる 同会を締めくくりました。 食品衛生自治指導員事

年館で開催されました。八日(木)午後、新宿区 事業運営委員会(鵜飼会長の諮問平成二十四年度第一回自治指導 (木) 午後、新宿区の日本青 玉田大助委員長)が十一月

食品監視課の土谷課長補佐、玉田事、東京都福祉保健局健康安全部 割を果たしており、 管理を進めていく上で中核的な役 る場として設置されています。 指導員活動の事業計画等を検討す 委員会は、 この委員会は、食品衛生の自主 東食協の菊池専務理 食品衛生自治

ニューアルについて報告された状況及び協会ホームページのリから二十四年度教育事業等の進捗 委員長の挨拶にはじまり、事務局

◎委員の方々は次のとおりです

教育事業の進 自治指導事業運営委員会を開 渉状況を報告

速報

委員長・玉田大助(北多摩南部 委員長・玉田大助(北多摩南部 多摩支部長)、副委員長・寺﨑利吉(文 京支部長)、副委員長・寺﨑利吉(文 京支部長)、山﨑治雄(東京魚市場 財協同組合理事長)、数藤武司(江 原区 副支部長)、田中信人(江戸川 区副支部長)、田中信人(江戸川 区副支部長)、関矢多嘉夫(新宿区支部長)、岩東清忠(世田谷区支部長)、梶野 持戸公近(練馬区支部長)、梶野 大岩東清忠(世田谷区支部長)、梶野 大学 京 長)、 大田 大助(北多摩南部 多摩支部長)、本橋助治(東京都 東京都 大田 大助(北多摩南部 多摩支部長)、本橋助治(東京都 東京都 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部 大田大助(北多摩南部)

教育事業の状況が報告され 運営委員会

新たに1

6

人が受

講した養成



活発な意見

の報告が行われ、自治指導事業運 の報告が行われ、自治指導事業運 巡回活動記録簿の変更案について ぶ回活動記録簿の変更案について が、事務局から平成二十四年度教 で、事務局から平成二十四年度教 で、の報告が行われ、自治指導事業運 養成に関する各支部における現状 自治指導員事業の運営、 営委員会にも上程された食品衛生 京都福祉保健局健康安全部食品監 導事業運営委員会玉田委員長、 や問題点などについて活発な意見 東食協の菊池専務理 事、 推進及び

自治指導員部長会 を開催

指導員養成講習会が 月十七日(水)食品衛 百六十七名の方々が受 でそれぞれ開催され、 (木) 立川グランドホ 平成二十四年度の

生センター 講されまし 合わせて

おります。

後、新宿区の日本青年館で開催さ員部長会が十一月十四日(水)午平成二十四年度第一回自治指導

れました。

経験を基に活動に当たっての指されている皆様には、これまでのは、すでに自治指導員として活躍する後、新たに委嘱が行われた際 動を展開してくださいますようお確立に向けて、一層の巡回指導活度なる食品衛生の自主管理体制の要なる食品衛生の自主管理体制の場に、 法規・食品衛生学・現場簡易検査修得のため、指導活動に必要な知識の時まで、指導活動に必要な知識の両会場とも午前十時から午後四 講者には修了証が交付されまし方法の四科目の講義が行われ、受

ナ月十一日 十月十一日 日本

年、区内及び多摩地区で開催して指導活動の活性化を図る目的で毎 薦された方を対象として、支部等 で退任や転出等による欠員補充と この講習会は、各支部長から推

自 治指導員養成講習会を開催 167

東京都食中毒発生状況

	①病因	物質別発生件	数	
		期間	1/1 ~ 11/30	
	病因物質		件数	患者数
	ウイルス	ノロウイルス	37	999
		カンピロバクター	40	257
		黄色ブドウ球菌	2	48
	細菌	腸炎ビブリオ	2	45
	和压	ウエルシュ菌	1	14
		サルモネラ	2	11
		腸管出血性大腸菌	1	5
	寄生虫	アニサキス	21	22
		クドア、セプテンプン クタータ	2	7
	化学物質	ヒスタミン	3	21
	10子初買	洗剤	2	10
	自然毒	植物性自然毒	1	3
	不明		2	97
		合計	116	1539

②原因施設別発生件数					
期間		1/1 ~ 11/30			
原因施設		件数	患者数		
	一般	77	668		
\$ A A C	すし	5	52		
飲食店営業	仕出し	3	302		
	弁当	1	54		
	屋形船	1	37		
飲食店(一般)及	飲食店(一般)及び飲食店(旅館・ホテル)		72		
集団給食(要許可)		4	107		
集団給食(届出)		2	29		
魚介類販売業		3	3		
家庭		1	6		
その他		7	162		
不明		1	47		
合計		116	1539		

平成 24 年 11 月 30 日現在